

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第209号
事故等種類	衝突（ガントリークレーン）
発生日時	平成24年10月3日 11時20分ごろ
発生場所	阪神港堺泉北第2区 大阪府堺市所在の大阪府石津港北防波堤灯台から真方位014°1,200m付近 （概位 北緯34°34.0′ 東経135°26.8′）
事故等調査の経過	平成24年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第一稲荷丸 ^{いなり} 、199トン 134700、谷原商船株式会社（船舶所有者）、株式会社広島 SHIPPING（運航管理会社）
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 レーダーマストが折損 ガントリークレーン ワイヤに損傷
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、阪神港堺泉北第2区の岸壁において揚げ荷役を終了し、係留場所の移動作業中、岸壁のガントリークレーンが完全に上がっておらず、平成24年10月3日11時20分ごろレーダーマストが同クレーンのワイヤに衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長は、いつもは岸壁のガントリークレーンが完全に上がったことを確認したのちに係留場所の移動作業を行っていたが、本事故発生時は同クレーンが完全に上がっているものと思い、クレーンの状態を確認せずに移動作業を行った。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、阪神港堺泉北第2区の岸壁において係留場所の移動作業中、船長が、岸壁のガントリークレーンが完全に上がっているものと思い込み、同クレーンの状態を確認していなかったことから、レーダーマストが同クレーンのワイヤに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が阪神港堺泉北第2区の岸壁において係留場所の移

	<p>動作業中、船長が岸壁のガントリークレーンの状態を確認していなかったため、レーダーマストが同クレーンのワイヤに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・係留場所の移動作業を行う際は、岸壁のガントリークレーンが完全に上がっていることを確認したのちに作業を始めること。